

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

運転免許証更新連絡書等通知業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

(4) 履行場所

盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 盛岡運転免許センター

(5) 入札方法

(1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格要件等

次に示す要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 岩手県内に本社、支店又は主たる営業所を有する法人であること。

(3) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に参与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(6) この公告の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準、県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準(以下「措置基準」という。)に基づく入札参加制限又は指名停止を受けていない者であること。

(7) 業務の履行場所において、業務に従事する職員を配置することができる法人であること。

(8) 次のいずれかに該当すること。

ア 当該委託業務と同種、同規模程度の業務を令和5年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有する法人であること。

イ 個人情報保護に関する内規を有し、従事者に対する教養、指導、監督を適時、的確に行っている法人であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 キオクシアアイーナ1階
岩手県警察本部交通部運転免許課 電話番号 019-606-1251

(2) 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

令和8年3月9日(月)から令和8年3月16日(月)まで3(1)の場所で交付。

なお、入札説明書等の交付は、土・日曜日を除く午前9時から午後0時及び午後1時から午後5時まで。

(3) 入札参加決定の通知

令和8年3月19日(木)までに通知する。

4 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月24日(火) 午後5時00分 岩手県警察本部聴聞室

5 その他

(1) 入札手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、この一般競争入札に参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した入札参加資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を令和8年3月16日(月)午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出書類の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(4) 入札への参加

(3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加することができる。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 郵便、電報、伝送その他の方法による入札は認めない。

(8) 落札者の決定方法

会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 委託業務手続の停止

令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件委託業務手続について停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。